

旅行業の登録に係る申請書類一覧【新規登録】

		法人	個人	留意事項
1	登録申請書(1)	○	○	・履歴事項全部証明書又は住民票により確認
	登録申請書(2)	△	△	・主たる営業所以外で、旅行業務を扱う営業所がある場合
	登録申請書(3)	△	△	・旅行業者代理業者がある場合
2	定款(写)又は寄付行為(写)	○		・履歴事項全部証明書により確認。異なる箇所がある場合は総会議事録等により確認 ・「目的」に「旅行業」、「旅行業法に基づく旅行業」、「旅行業法に基づく旅行業者代理業」のいずれかの記載がない場合、又は「旅行業幹旋業」と記載されている場合は、次期総会で修正必要 ・事業年度を貸借対照表・損益計算書と突合 ・原本証明 ※書面提出
3	履歴事項全部証明書(登記事項証明書)	○		・定款及び貸借対照表、宣誓書により確認 ※書面提出
	住民票		○	※書面提出
4	役員の欠格事由に該当しない旨の宣誓書	○	○	・法人の場合は、履歴事項全部証明書に記載されている全役員(監査役等非常勤含む)分 ※協同組合は、事業法に基づいて役員に相当する方の分 ・個人の場合は申請者本人分 ・氏名欄は自筆(押印不要) ※書面提出
5	旅行サービス手配業に係る事業の計画(1)～(4)	○	○	・申請書、履歴事項全部証明書により確認 ・組織図により確認 ・インバウンド業務取扱の場合は全国通訳案内士登録者の確保の有無を記載
	・航空券発券に係る契約書の写し	△	△	・該当のある場合(新規又は変更登録のみ)
	・海外手配業者等との契約書の写し	△	△	・該当のある場合(新規又は変更登録のみ)
6	旅行業に係る組織の概要	○	○	・事業計画書により確認 ・管理者選任一覧により確認(選任した管理者を明示すること) ・1営業所に1名以上選任必要(地域限定旅行業のみ兼務が可能) ・旅行部門従業員数10名以上の営業所は2名以上選任
7	最近の事業年度における貸借対照表・損益計算書	○		・設立後最初の決算期を終了していない法人は、会社法第435条又は617条に規定する開業時の貸借対照表を提出
	財産に関する調書		○	・預貯金等は残高証明、不動産は固定資産評価証明書又は不動産鑑定評価書を添付
8	最近の事業年度における決算書類に関する監査証明又は資産負債の明細書	○	○	・直近に申告した確定申告書写し(全文)添付 ・貸借対照表の勘定科目内訳明細書添付(添付のない科目は資産から控除) ※上記書類は、公認会計士又は監査法人による監査証明があれば不用
9	旅行業協会の発行する入会確認書又は入会承認書	△	△	・登録後直ちに旅行業協会の保証社員となる場合
10	供託書又は分担金納付書の写し	△	△	完了届出書に添付し、供託又は納付後に提出すること。
11	旅行業務取扱管理者			
	・選任一覧表	○	○	・組織図により確認 ・出向者については出向契約(写し)を添付
	・合格証又は認定証の写し	○	○	・氏名が異なる場合は、戸籍抄本等同一人物であることが分かる書類を添付
	・過去5年に受けた旅行業務取扱管理者定期研修修了証の写し	○	○	
	・履歴書	○	○	・氏名欄は自筆(押印不要)
	・欠格事由に該当しない旨の宣誓書	○	○	・氏名欄は自筆(押印不要) ※書面提出
12	取引額報告書	△	△	地域限定旅行業で、複数の営業所を通じて1人の旅行業務取扱管理者を選任しようとする場合に提出すること。
13	事故処理体制についての書類	○	○	
14	旅行業約款	○	○	標準旅行業約款と同一のもの
	旅行業約款認可申請書	△	△	標準旅行業約款以外の約款を使用する場合